

道路交通法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）第二条の規定による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第五百号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）第二条の規定による改正後の道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）第二条の規定による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 十三 （略）

十三の二 自動運行装置 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。

十四 二十三 （略）

2・3 （略）

（整備不良車両の運転の禁止）

第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定（同法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第十四条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。）又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第一項及び第七十一条の四の二第二項第一号において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

（罰則 第一百十九条第一項第五号、同条第二項、第二百十条第一項第八号の二、同条第二項、第二百二十三条）

（作動状態記録装置による記録等）

第六十三条の二の二 自動車の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、自動運行装置を備えている自動車で、作動状態記録装置により道路運送車両法第四十一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な情報を正確に記録することができないものを運転させ、又は運転してはならない。

2 （略）

（罰則 第一百十九条第一項第七号の二、第二百二十三条）

（自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等）

第七十一条の四の二 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第二号において同じ。）を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

2 (略)

(罰則 第一項については第十九条第一項第九号の三、同条第二項)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

五 第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反して車両等（軽車両を除く。）を運転させ、又は運転した者
六・七 (略)

七の二 第六十三条の二の二（作動状態記録装置による記録等）の規定に違反した者

八 九の二 (略)

九の三 第七十一条の四の二（自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等）第一項の規定に違反した者

十 十五 (略)

2 過失により前項第一号の二、第二号（第四十三条後段に係る部分を除く。）、第五号、第九号、第九号の三又は第十二号の三の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

(通則)

第二百五条 この章において「反則行為」とは、前章の罪に当たる行為のうち別表第二の上欄に掲げるものであつて、車両等（重被牽引車以外の軽車両を除く。次項において同じ。）の運転者がしたものをいい、その種別は、政令で定める。

2 (略)

3 この章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭をいい、その額は、別表第二に定める金額の範囲内において、反則行為の種別に応じ政令で定める。

別表第二（第二百五条、第三十条の二関係）

反則行為の区分		
(略)	(略)	(略)
	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
	(略)	(略)

第一百九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第七号の二、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為

(略)

大型自動車等	二万円
普通自動車等	一万五千元
小型特殊自動車等	一万円

備考

(略)

○ 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）第二条の規定による改正後の道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）

（自動車の装置）

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 十九 （略）

二十 自動運行装置

二十一 （略）

2 前項第二十号の「自動運行装置」とは、プログラム（電子計算機（入出力装置を含む。この項を除き、以下同じ。）に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であつて、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用する場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有し、かつ、当該機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えるものをいう。